

会 議 録

会議名 (審議会等名)	令和 7 年度第 2 回相模原市コンプライアンス推進委員会 (W e b 会議)		
事務局 (担当課)	コンプライアンス推進課 電話 0 4 2 - 7 0 7 - 7 0 4 0 (直通)		
開催日時	令和 8 年 1 月 2 0 日 (火) 午前 1 0 時 0 0 分～午前 1 1 時 1 0 分		
傍聴会場	相模原市 けやき会館 2 階 小研修室		
出席者	委 員	3 人 (別紙のとおり)	
	その他	0 人	
	事務局	4 人 (コンプライアンス推進課長、他 3 人)	
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	0 人
公開不可・一部不可の場合は、その理由			
議 題	1 令和 7 年度内部統制中間評価について 2 令和 7 年度相模原市内部統制中間評価報告書 (案) について		

議 事 の 要 旨

主な内容は次のとおり。

1 令和7年度内部統制中間評価について

事務局から資料1に基づき、「令和7年度内部統制中間評価」について説明し、意見交換を行った。

(白澤委員) 8ページNo8の不備について、通知の受領というのとはどのような方法で行われているのか。

(事務局) 法務局が異動内容を一覧表にした書面を作成し、これを本市の資産税部門の職員が日々法務局へ直接赴き、現物を受け取っている。

(白澤委員) 了解した。次に、10ページNo50及びNo53の不備について、遅延損害金等は発生したか。

(事務局) No50及びNo53ともに、遅延損害金等は発生していない。

(白澤委員) 了解した。契約自体に遅延損害金に関する定めはあったか。

(事務局) 契約書上も規定はなかった。

(白澤委員) 了解した。

(松井委員長) 重大な不備としない理由について、金額が経済的影響の目安に該当するが、件数や期間が社会的影響の目安に該当していないという主旨の記述が非常に多い。この書きぶりだと、4つすべての要件がすべて揃わなければ重大な不備としない運用であると受け取られかねない。実際に重要なことは、社会的影響があるかどうかということでもあると考える。例えば9ページの支出事務に関する不備において、受領する側との合意が取れているため問題ないという説明であれば説得力があるが、件数が目安に該当しないことを理由にしてしまうと、ほとんどの事案が重大な不備としないということになりかねないが、その点について、どのように考えているか。

(事務局) あくまでも数値目安を基本として重大な不備の判断を行ってきたところだが、委員長が指摘された観点も必要である。その観点も加え、判断結果の表記を検討したいと考える。

(松井委員長) 運用上すべての目安が該当しなければ重大な不備としないという理解でよいか。

(事務局) そのとおりである。各目安を「且つ」の関係として整理し、それらをすべて満たす場合に重大な不備とするかどうかの判断目安として整理した。

(松井委員長) 件数が引かかる。例えば1人又は1件に対して、数千万円規模の

未払い等の影響が生じた場合には、経済的影響が極めて大きいと判断するのが妥当である。ただ、500件という数値目安を満たさないということで対象から外してしまうと、形式要件だけで排除しているとも受け取られかねない。本来、こうした事案は総合的に判断すべきことであり、信用失墜や対象者との合意が得られなかった等の要素があれば重大な不備となるが、その他の目安の中で補完できるものがあった場合には重大な不備に該当しない事案と整理することも可能ではある。しかし、今回の説明を受けた感想として、少し形式主義に過ぎる印象を持った。

(事務局) 承知した。

(亀重委員) 8ページNo8の不備の金額について、課税内容自体の誤りなのか、あるいは徴収漏れや過大徴収が生じているものなのか。具体的にどのような数字であるのか伺う。

(事務局) 現在示してる金額及び件数は、本来課税対象ではない方に徴収を行ってしまったケースや、土地の所有数に誤認があり、実際の課税対象数と異なる件数で課税してしまったケースなど、複数のパターンが複合的に存在しているものをまとめたものである。

(亀重委員) 3,785,262円という金額は、プラスとマイナスを合算した金額の総額という認識でよいか。

(事務局) そのとおりである。

(亀重委員) 具体的に何がどう間違っただのかが分かりにくい印象を持った。

(事務局) 金額の内訳は、本来非課税の方への課税が17名で約1,890,000円、非課税資産への課税が4名で約3,000円であった。一方で、本来課税対象の方への課税漏れが9名で約1,242,000円、課税の対象である資産の課税漏れが7名で約650,000円となっている。

(亀重委員) つまり、プラス分とマイナス分の絶対値を合算した金額が、この金額ということでよいか。

(事務局) そのとおりである。

(亀重委員) 了解した。次に、12ページ「4 日常的モニタリングと独立的評価」において、日常的モニタリングの割合が、令和6年度より減少しているが、これは日常的なモニタリングにおいて誤りを発見できた件数が減少したと理解してよいか。

(事務局) 事務制度所管課において、しっかりと審査をしているという前提のもとで言えば、事務所管課において適切な起票がなされ、是正指示を受ける機会が減少した結果と捉えている。特に、管財課の割合が大幅

に減少しているのは、前年度に是正指示が非常に多かった項目について、解決するような形の要領改定を行い、事務所管課が是正指示を受ける件数が大幅に減少したという効果があったものである。

(亀重委員) そうすると基本的な見方としては、日常的モニタリングにより是正指示を行ったものは運用上の不備の72件に上がってきていないということで、逆に言うと、日常的モニタリングで漏れているものも多かったという見方もできるということか。

(事務局) そのような見方もできる。

(亀重委員) 了解した。

(松井委員長) 他に意見はあるか。

(亀重委員・白澤委員) ない。

2 令和7年度相模原市内部統制中間評価報告書(案)について

事務局より資料2、資料3に基づき、「令和7年度相模原市内部統制中間評価報告書(案)」について説明し、意見交換を行った。また、資料4に基づき、「令和8年度内部統制の取組(案)」について説明し、意見交換を行った。

(亀重委員) 資料3の24ページ「運用上の不備一覧」において、主な不備の概要に記載はないが、議案1で事務局から説明があった資料1の8ページNo8の不備について、再発防止策の観点で、法務局において作成された書面を市の資産税部門の職員が日々法務局へ受け取りに行くことは、間違いの原因になると考える。システムが発展している中で、何かやり方を変えていくことについて、もう少し具体的に提案した方が良いと考える。

次に、資料1の25ページNo62から26ページNo67まで同じような不備が繰り返されている事案について、資料3の25ページ「運用上の不備一覧」の契約事務に記載と同様の事案と思われるが、結局同じ職員が当該不備を繰り返したのか、同じ部署の違う職員が当該不備を繰り返していたものか。議案1でも言ったが、日常的モニタリングの中で発見できた件数が令和6年度よりも減少したということがプラスではなかったという側面が、内部統制中間評価報告書における72件の運用上の不備を把握した結果だということにも見える。

(事務局) まず、法務局関連の不備については、書類の受領確認が不十分であったことが原因だったため、現在の一時的な処理として、受渡名簿の整備を行っている。システム化については、事務所管課で検討課題の一つとして認識し、関係機関と調整を行っているところである。

次に、契約保証金の追加徴収漏れの不備については、複数の部署で別々のタイミングで発生したものだが、背景には、「契約事務の手引」の記載が不明確で、契約金が増額した場合に追加徴収が必要ないと誤認しやすい状況であった。この状況を受け、契約部門が昨年6月に「契約事務の手引」を改訂し、それ以降は確実に追加徴収を行うことを明記している状況である。日常的モニタリングについては、是正件数、割合が単純に減少した方が良いという方向で考えていたところであったが、不備の件数が増加している状況を鑑みれば、日常的モニタリングの指摘の範囲や深度を再検討すべき段階に至っているかもしれない。コンプライアンス推進課を中心に検討を進めたい。

(亀重委員) 了解した。

(松井委員長) 日常的モニタリングを疑い始めると、恐らく何を信頼すればよいのかという話になりかねない。まずは、日常的モニタリングの件数が減少していること自体は一定の評価をした方が良い。ただし、制度所管課に厳格に評価しきれているかチェックする機会を一定期間ごとに行わなければならないことも事実だと考える。まさにモニタリングのためのモニタリングを確実に行うことも必要である。恐らく、現行の内部統制の中でも行われているはずだと考えるが、十分に制度上保障されていると理解してよいか。

(事務局) 日常的モニタリングの担保については、日常的モニタリングの根拠資料等を監査にも付しており、毎年度監査からの質疑にも対応している。コンプライアンス推進課としても、数字や指摘の根拠のほか指摘内容を確認した上で評価結果をまとめている。

(松井委員長) 了解した。資料4の留意事項3において、「属人的な運用を避け」と明記したことについて確認したい。先程の契約保証金の追加徴収漏れの事案については、個人によるミスであることは間違いないが、システム上そのように対応せざるを得ないということが原因であるとすれば、属人的というよりかは、むしろシステムの課題の方が大きいのではないかと考えるが、属人的な運用という言葉で明記した意図を伺いたい。

(事務局) 契約保証金の追加徴収漏れの事案では、支払事務のスケジュールやそもそも支払わなければいけないことを担当者しか把握していないという状況が見受けられたため、特定の担当者のみで管理する体制ではなく、課全体で契約や支払の状況を共有し、誰でも滞りなく事務を遂行できる体制を構築するという意図を込めている。

(松井委員長) 了解した。他に意見はあるか。

(亀重委員・白澤委員) ない。

議事録の署名については、委員長のほか署名委員を白澤委員とする。
次回開催日程については、令和8年3月16日に開催することとした。

以 上

相模原市コンプライアンス推進委員会委員出欠席名簿

	氏名	所属等	備考	出欠席
1	松井 望	東京都立大学 都市環境学部 都市政策科学科教授	委員長	出席
2	亀重 恵美子	税理士	委員長代理	出席
3	白澤 章子	弁護士		出席